

支払基金における審査の一般的な取扱い（調剤）

社会保険診療報酬支払基金における調剤報酬請求に関する審査は、健康保険法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、調剤報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の薬学的見解に基づいて行われています。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、本部検討会において、検討を重ね、「支払基金における審査の一般的な取扱い（調剤）」を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、「支払基金における審査の一般的な取扱い（調剤）」については、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等に照らし、当該調剤行為の必要性などに係る薬学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本公表事例に示された適否が、すべての個別調剤内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意願います。

令和 8 年 9 月

調剤項目	番号	タイトル	頁
薬剤調製料	1	口腔内崩壊錠を粉碎した場合における自家製剤加算の算定について	1
薬剤調製料	2	腸溶錠又は徐放錠を分割又は粉碎した場合における自家製剤加算の算定について	2
薬剤調製料	3	軟膏剤又は硬膏剤と固形原薬（外用）を混合した場合における自家製剤加算の算定について	3
薬剤調製料	4	軟膏剤を軟膏基剤である白色ワセリンとの計量混合における計量混合調剤加算の算定について	4

【 薬剤調製料 】

1 口腔内崩壊錠を粉砕した場合における自家製剤加算の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

口腔内崩壊錠を粉砕した場合における 01 薬剤調製料の自家製剤加算の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

01 薬剤調製料の自家製剤加算については、厚生労働省通知^{※1}に「自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと。」と示されている。口腔内崩壊錠^{※2}は、粉砕せずとも服用できるように製剤されており、また、一般的に高吸湿性で、粉砕により主成分の溶出性又は安定性が損なわれるため、原則として認められないと判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(※2) 口腔内で速やかに溶解又は崩壊させて服用できる製剤

【 薬剤調製料 】

2 腸溶錠又は徐放錠を分割又は粉碎した場合における自家製剤加算の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

腸溶錠又は徐放錠を分割又は粉碎した場合における 01 薬剤調製料の自家製剤加算の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

01 薬剤調製料の自家製剤加算については、厚生労働省通知^{※1}に「自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと。」と示されている。

腸溶錠^{※2}や徐放錠^{※3}を分割又は粉碎した場合は、主成分の体内動態が変化し、副作用発現のおそれがあることや効果が十分に得られないことから、01 薬剤調製料の自家製剤加算の算定は、原則として認められないと判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(※2) 有効成分を胃内で放出せず、主として小腸内で放出するよう設計された製剤

(※3) 製剤からの有効成分の放出速度、放出時間、放出部位を調節した製剤

【 薬剤調製料 】**3 軟膏剤又は硬膏剤と固形原薬（外用）を混合した場合における自家製剤加算の算定について**

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

軟膏剤又は硬膏剤と固形原薬（外用）を混合した場合における 01 薬剤調製料の自家製剤加算の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

01 薬剤調製料の自家製剤加算については、厚生労働省通知※に「当該加算に係る自家製剤とは、個々の患者に対し薬価基準に収載されている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌等）を行った次のような場合であり、既製剤を単に小分けする場合は該当しない。（イ）錠剤を粉砕して散剤とすること。（ロ）主薬を溶解して点眼剤を無菌に製すること。（ハ）主薬に基剤を加えて坐剤とすること。」と示されている。

軟膏剤又は硬膏剤と固形原薬（外用）を混合した場合は、剤形変更を伴う調剤上の特殊な技術工夫が必要であるため、原則として認められると判断した。なお、固形原薬（外用）の例として、d1-カンフル及び1-メントールが挙げられる。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

【 薬剤調製料 】

4 軟膏剤を軟膏基剤である白色ワセリンとの計量混合における計量混合調剤加算の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

軟膏剤を軟膏基剤である白色ワセリンとの計量混合における 01 薬剤調製料の計量混合調剤加算の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

01 薬剤調製料の計量混合調剤加算については、厚生労働省通知[※]に「計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行うこと。」と示されている。

また、白色ワセリンの添付文書の効能・効果に「軟膏基剤として調剤に用いる。また、皮膚保護剤として用いる。」と記載されている。

以上のことから、医療上の必要性から軟膏剤と白色ワセリンを計量混合する場合であって、薬学的に問題ないと判断される場合には、01 薬剤調製料の計量混合調剤加算の算定は原則として認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について